

**平成 30 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 30 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
3	35	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L） 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、参考資料 2 の前段のとおりである。 また、参考資料 3 のとおり全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。 <u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた E A L の設定については、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u> <u>なお、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みの内容は、参考資料 4 のとおりである。</u>	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L） 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、<u>以下のとおり、</u>原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、参考資料 2 の前段のとおりである。 また、参考資料 3 のとおり全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。 <u>具体的な E A L の設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示す E A L の枠組み（参考資料 4）及び下記を踏まえ、原子力事業者が行う。</u> <u>原子力事業者は、下記を踏まえた E A L の設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定した E A L</u>	県計画との整合を図るため（原子力災害対策指針の全部改正）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>の内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</u>	
13	22	第2編 災害予防計画 第2章 原子力災害予防対策 第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、 <u>各小学校、旧小学校施設（旧藤山台東小学校施設については、平成29年7月から平成30年3月まで使用不可）及び中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。</u>	第2編 災害予防計画 第2章 原子力災害予防対策 第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、 <u>37の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設と中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。</u>	旧藤山台東小学校施設の整備終了にかかる変更
14	5	第6節 環境放射線モニタリングの実施等 1 環境放射線モニタリングの実施 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、愛知県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。） <u>について、環境調査センターを始め県内5か所において実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。</u>	第6節 環境放射線モニタリングの実施等 1 環境放射線モニタリングの実施 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、愛知県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。） <u>において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。</u>	表記の整理
47	1	参考資料 2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 <u>表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等</u> （追加） （追加）	参考資料 2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 <u>表1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（※別添1参照）</u> <u>表1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（※別添1参照）</u> <u>表1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（※別添1参照）</u>	
50	1	参考資料 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	参考資料 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（※別添2参照）	